

第8章 推進体制

1. 推進体制

本計画で定める文化財の保存と活用に関する措置、関連文化財群の保存と活用に関する措置については、西予市教育委員会まなび推進課を中心に、庁内の関係部局と連携して進めることとし、市民、専門家等と連携を図ることとします。また、措置の実施にあたっては西予市文化財保護審議会、西予市文化財保存活用地域計画協議会ほか各種委員会・審議会等の意見を踏まえて実施することとします。

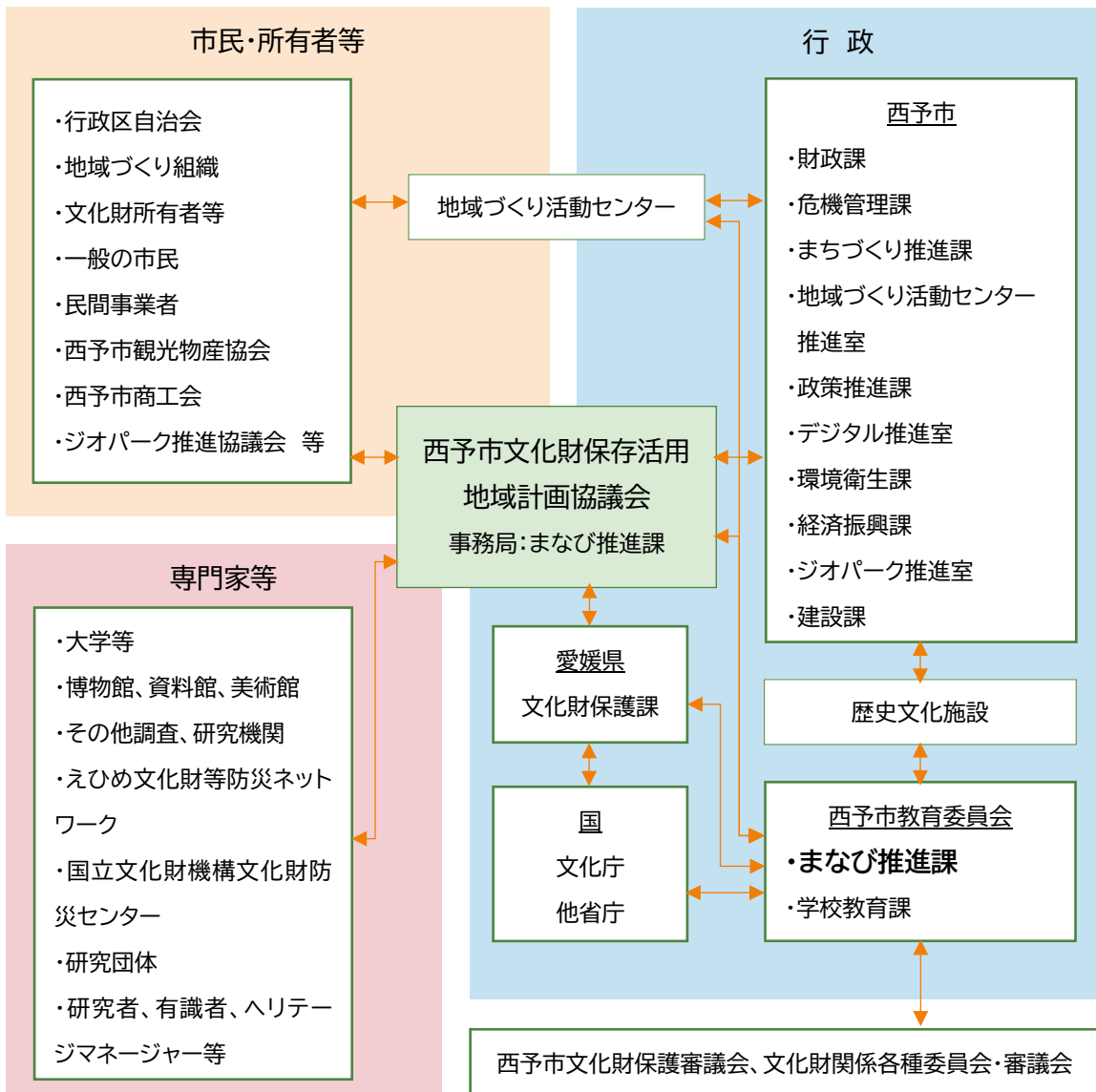


図 38 西予市の文化財保存活用の推進体制

第8章 推進体制

(1) 西予市の推進体制

本計画に定める措置は、西予市教育委員会教育部まなび推進課文化財保護係を中心に進めます。実施にあたっては以下の関係課と連携しながら進めます。

表 14 市の推進体制

部	課・室	係	備考
教育委員会事務局			
教育部	まなび推進課	文化財保護係	文化財担当職員 3 名
		まなび推進係	生涯学習、ひとづくり
	学校教育課	指導係	学校教育
市長部局（本庁）			
総務部	財政課	管財係	公共施設
	危機管理課	危機管理係	防災、災害対応
政策企画部	まちづくり推進課	生涯学習係	生涯学習、ひとづくり
		スポーツ文化振興係	文化振興
		地域振興係	移住交流、空き家利活用
	地域づくり活動センター推進室（※）		地域づくり
	地域づくり活動センター（宇和 7）（※）		
	政策推進課	政策・行革係	世界文化遺産
広報統計係		広報、ホームページ、SNS	
生活福祉部	環境衛生課	環境衛生係	環境保全、ツル・コウノトリ
産業部	経済振興課	町並み推進係	町並み保存、文化の里施設
		商工振興係	商工
		産業創出係	ふるさと納税
		観光振興係	観光
	ジオパーク推進室（※）	ジオパーク推進係	ジオパーク
建設部	建設課	まちデザイン係	都市計画、景観計画
		空家対策係	空き家対策
市長部局（明浜、野村、城川、三瓶支所）			
	地域生活課		地域づくり
	地域づくり活動センター（明浜 4、野村 7、城川 4、三瓶 5）（※）		

※地域づくり活動センター推進室と宇和地区の地域づくり活動センターはまちづくり推進課に、ジオパーク推進室は経済振興課に、明浜、野村、城川、三瓶の地域づくり活動センターは各支所地域生活課に所属。

また、西予市では、文化財の保存や活用に関する審議会等として以下の会を設置しており、本計画の措置の実施にあたっては関連する会に意見を求めます。

- ◆西予市文化財保護審議会：文化財の指定等、保存及び活用に関する事項を審議
- ◆西予市文化財保存活用地域計画協議会：西予市文化財保存活用地域計画について、文化財の総合的把握、計画の作成、計画に係る文化財の保存と活用、文化財の防災に関する事項等を審議
- ◆西予市文化的景観保護審議会：重要文化的景観の保存と整備活用に関する事項を審議
- ◆西予市伝統的建造物群保存地区保存審議会：西予市宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区の保存活用に関する指導・助言
- ◆西予市埋蔵文化財調査委員会：埋蔵文化財の詳細分布調査、発掘調査、保存と活用に関する事項等を審議

加えて、愛媛県教育委員会文化財保護課、文化庁や関係省庁とも連携します。

(2) 市民・所有者等

市民・所有者等は、行政区自治会、地域づくり組織、文化財所有者等、一般の市民などにより構成されます。行政区自治会や地域づくり組織等が取り組む文化財を活かした地域づくり活動、文化財の保存活用の取組、文化財所有者等による文化財の保存活用の取組などにおいて連携を深め活動の支援などをします。また文化財の調査、保存、整備・活用などの措置においては、希望者を募り一般の市民の協力が得られるようにします。

このほか、以下の関係団体とも連携します。

- ◆西予市観光物産協会
- ◆西予市商工会
- ◆四国西予ジオパーク推進協議会 等

(3) 専門家等

文化財の保存活用の措置にあたっては、以下のように専門機関や研究者等と連携、協力しながら実施します（括弧内にこれまでに連携、協力した機関等を例示します）。また従来、関わりの薄かったヘリテージマネージャーとの連携を試みます。

- ◆大学等（愛媛大学、香川大学、京都府立大学、高知工業高等専門学校等）
- ◆博物館、資料館、美術館（愛媛県歴史文化博物館等）
- ◆国立文化財機構文化財防災センター
- ◆その他調査、研究機関（愛媛県埋蔵文化財調査センター等）
- ◆研究団体（瀬戸内海考古学研究会等）
- ◆研究者、有識者、ヘリテージマネージャー等
- ◆えひめ文化財等防災ネットワーク